

## (1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会の役員について

- 会 長 鶴岡市 副市長 山口 朗
- 副会長 庄内交通株式会社 代表取締役社長 村 紀明
- 監 事 鶴岡商工会議所 会頭 加藤 捷男
- 監 事 鶴岡市自治振興会連絡協議会 加茂地区自治振興会長  
上林 達哉

※任期は令和3年度から令和5年度の2年間となります。

### 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約（抜粋）

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、鶴岡市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の中から互選する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の業務の執行及び会計を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

### 鶴岡市地域公共交通会議設置要綱

（構成員）

第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 鶴岡市長又はその指名する者

… 中省略 …

2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の在任期間とする。

（会長）

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。